　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料4

小規模通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行する

スケジュールについて

1. 地域密着型通所介護の移行時期について

現在、通所介護（介護予防通所介護）事業所は、千葉県が指定権者となっている。

平成２８年４月より小規模な通所介護事業所（定員１８名以下）については、県指定から市町村指定の地域密着型サービスへ移行する。

（２）運営基準等の条例制定について

市町村における運営基準等の条例制定については、施行から１年間の経過措置を設けており、平成２９年３月３１日までに条例を制定することとなっている。このため、平成２９年３月３０日までの間であって、市町村における運営基準等の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することとなる。

（３）移行時の事業所指定について

地域密着型通所介護に移行する際の事業所指定については、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要である。また、地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続き等は不要である。

みなし指定を希望しない通所介護を行う事業者は、みなし指定を希望しないという申出を行うこととなる。

（４）条例制定のスケジュール（予定）について

　・平成２８年　５月　流山市地域包括支援センター及び地域密着型

サービス運営協議会

　・平成２８年１０月　パブリックコメントの実施

　・平成２８年１２月　議会に条例を上程

　・平成２９年１月～３月　条例の周知期間

　・平成２９年３月３１日　条例施行